

様式第一号の三(第百七十二条の二関係)

(裏面)

(表面)

注意事項	
<p>一 この証によって特定介護老人福祉施設に入所中に食事の提供を受ける場合に支払う特定標準負担額は、別に厚生大臣が定める減額された額になります。</p> <p>二 被保険者の資格がなくなつたとき、減額認定の条件に該当しなくなつたとき、減額認定証の有効期限に至つたとき又は特定介護老人福祉施設を退所したとき(引き続き、他の指定介護老人福祉施設に入所する場合を除く。)は、遅滞なく、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。</p> <p>三 この証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出してください。</p> <p>四 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。</p>	

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
附則

介護保険特定標準負担額認定証 (特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する認定証)		
交付年月日 平成 年 月 日		
被保険者	番号	
	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日 明治・大正・昭和 年 月 日	性別 男・女
	適用年月日 平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで
減事額認定期限	平成 年 月 日まで	
保並者びの印 番号及 者に名 険及びの印 保並者び		

備考 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。

告示

示

○厚生省告示第六十二号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十八条第二項第二号の規定に基づき、介護保険法第四十八条第二項第二号に規定する標準負担額(以下「標準負担額」という。)は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

平成十二年三月十四日

厚生大臣 丹羽 雄哉

		区 分		額	
一	二	三	四	五	六
介護保険法施行規則第七十九条の二第一号に掲げる者	施行政規則第七十九条の二第一号に掲げる者	施行政規則第三十一条に規定する者	施行政規則第七十九条の二第一号に掲げる者であつて、標準負担額が一日につき五百円であつたとすれば保護(生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第二条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの	一日につき七百六十円	一日につき五百六十円
一日につき五百円	一日につき五百六十円	一日につき五百円	一日につき五百円	一日につき五百円	一日につき五百円
○厚生省告示第六十三号 介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第十三条第四項第一号の規定に基づき、厚生大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。	厚生省告示第六十三号 介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第十三条第四項第一号の規定に基づき、厚生大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。	厚生省告示第六十三号 介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第十三条第四項第一号の規定に基づき、厚生大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。	厚生省告示第六十三号 介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第十三条第四項第一号の規定に基づき、厚生大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。	厚生省告示第六十三号 介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第十三条第四項第一号の規定に基づき、厚生大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。	厚生省告示第六十三号 介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第十三条第四項第一号の規定に基づき、厚生大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。
二 二の項から四の項までに掲げる者以外の者	厚生省告示第六十三号 介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第十三条第四項第一号の規定に基づき、厚生大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。	厚生省告示第六十三号 介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第十三条第四項第一号の規定に基づき、厚生大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。	厚生省告示第六十三号 介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第十三条第四項第一号の規定に基づき、厚生大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。	厚生省告示第六十三号 介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第十三条第四項第一号の規定に基づき、厚生大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。	厚生省告示第六十三号 介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第十三条第四項第一号の規定に基づき、厚生大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。
百分の九十	割合	合	合	合	合

○厚生省告示第六十三号
介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第十三条第四項第一号の規定に基づき、厚生大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

厚生大臣 丹羽 雄哉

厚生大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合は、次の表のとおりとする。

市町村にその旨を届け出してください。

この証の表面の記載事項に変更があつたときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出してください。

不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備考	○厚生省告示第六十四号		○厚生省告示第六十号	
	基準費用額は、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十一号）別表第一指定施設サービス等介護給付費単位数表」の口の(1)の(1)に定める単位数に十円を乗じて算定するものとする。	厚生大臣 丹羽 雄哉	基準費用額は、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十一号）別表第一指定施設サービス等介護給付費単位数表」の口の(1)の(1)に定める単位数に十円を乗じて算定するものとする。	厚生大臣 丹羽 雄哉
四	○厚生省告示第六十号	○厚生省告示第六十号	三	○厚生省告示第六十号
四	○厚生省告示第六十号	○厚生省告示第六十号	三	○厚生省告示第六十号

四	○運輸省告示第二百五号		○運輸省告示第二百五号	
	道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成十一年一月十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。	道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成十一年一月十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。	運輸大臣 二階 俊博	運輸大臣 二階 俊博
五	○運輸省告示第二百七十九号	○運輸省告示第二百七十九号	六	○運輸省告示第二百七十九号
五	○運輸省告示第二百七十九号	○運輸省告示第二百七十九号	六	○運輸省告示第二百七十九号